

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和23年3月1日に、申立期間②の同社C支店における資格喪失日に係る記録を27年8月10日に、申立期間③の同社D出張所における資格喪失日に係る記録を29年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①は600円、申立期間②は6,000円、申立期間③は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年2月25日から同年3月1日まで
② 昭和26年10月31日から27年8月10日まで
③ 昭和29年5月31日から同年6月21日まで

私は、昭和22年3月にA社に入社し転勤を繰り返していたが、59年9月に退職するまで同社に継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の記録が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している社員手帳、雇用保険の被保険者記録、同僚の供述、B社が保有する人事記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、社員手帳の記載内容、B社が保管する稟議書、申立人の供述並びに申立人の前後の被保険者記録より、いずれも申立期間と申立期間前の勤務形態が継続していたと推認されることから、申立期間①については昭和23年3月1日、申立期間②については27年8月10日、申立期間③については29年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険事業所

別被保険者名簿の昭和 23 年 1 月、26 年 9 月、29 年 4 月の記録及び B 社が保有する 27 年 1 月昇級昇格表から、申立期間①については 600 円、申立期間②については 6,000 円、申立期間③については 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）の記録との相違については、明確な理由は分からないが、何らかの当社の手続ミスにより生じているものと推察される。」と回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から23年7月30日まで

私は、昭和20年10月から23年7月までA事業所に測量士として勤務した。厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できる給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所における申立人の同僚の供述及び同事業所の歴史をまとめた文獻に申立人の採用から退職までの期間が記載されていることより、申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月1日から22年3月31日までの期間において、同事業所に勤務していたことが認められる。

また、同文獻で確認できる申立人と同時期に勤務した上司及び同僚14人の勤務期間は、いずれも同人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致していることから、申立人も、勤務実態が認められる期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

一方、A事業所の被保険者名簿については、昭和23年*月に発生したB県C課（現在の年金事務所）の火災により焼失し、現存する被保険者名簿は、焼失時に在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿については、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、昭和23年*月の火災により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和21年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は22年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 2 申立期間のうち、昭和20年10月1日から21年5月1日までの期間及び22年4月1日から23年7月30日までの期間については、同僚は、「22年5月に赴任した時には申立人は在籍していなかった。」と供述している上、別の複数の同僚からも、当該期間の勤務実態について明瞭な供述は得られず、A事業所の歴史をまとめた文献にも在籍の記載が確認できない。

また、A事業所は、昭和44年12月に全喪しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる事業所資料も残っていない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 3 月 1 日まで
私は、平成 10 年 3 月から 11 年 3 月までA社でホールの接客係として勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料簿（賃金台帳）及び申立人の戸籍の附票により、申立人は、平成 11 年 2 月から同社で勤務を開始したことが認められる。

しかし、A社は、「申立人が入社したのは、平成 11 年 2 月の途中だったので、厚生年金保険には 3 月から加入させた。」と回答しており、これはオンライン記録と一致する。

また、A社では、厚生年金保険料を当月控除としており、同社における申立人の給料簿によると、平成 11 年 3 月分の申立人の同保険料は控除されているが、同年 2 月分の同保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人は申立期間中、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 1 月までの期間について、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から30年10月1日まで
私は、中学卒業後の昭和25年4月にA社(現在は、B社。)に入社したが、同社における厚生年金保険の資格取得日が30年10月1日となっており約5年の空白期間がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、中学校卒業直後の昭和25年4月からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の社会保険事務の担当者は、「厚生年金保険の資格は、厳格に入社と同時に取得させていなかった。」と供述し、当時の同僚は、「入社時に、会社から厚生年金保険に入るか否か聞かれた。」と供述しており、申立期間当時、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、B社に、当時の会社資料は残っていないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間における健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 18 日まで
申立期間については、A事業所で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所で勤務していたと述べているが、聴取できた当該事業所の従業員（8人）は、いずれも申立人及び申立人が記憶する同僚についての記憶が無い上、同事業所は昭和50年6月18日に全喪しているため、人事記録等の資料が得られず、申立人の同事業所における勤務実態が確認できない。

また、申立人は、「A事業所は、勤務当初はB町に所在し、途中でC町へ移転した。従業員は10人程度であった。」と述べているが、当該事業所の従業員は、「事業所は、申立期間以前からC町にのみ所在し、従業員は100人以上であった。」と述べており、申立人の供述と相異なる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 38 年 2 月 12 日まで

私は、申立期間にA社で運転手として勤務していた。給料明細書など証明できるものは無いが、厚生年金保険料は控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の役員及び同僚の供述、並びに申立人が提出した慰安会旅行の写真から、申立人が申立期間において同社又は同社と事業主を同じくするB社に運転手として勤務していたことが認められる。

しかし、A社及びB社は、それぞれ、昭和 41 年 11 月及び 38 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の給与台帳等の関係資料は残っておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記の写真及び同僚の供述より、当時のA社及びB社は、2社合わせて50人程度の社員が在籍していたことが認められるが、同時期の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、厚生年金保険の被保険者数は、2社合わせても26人しか確認できない。

さらに、申立人と同時期に入社したと供述している同僚運転手は、入社から16か月が経過した昭和 38 年 5 月に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続きを入社と同時に行わなかった状況がうかがわれる。

加えて、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、いずれも、新規適用時から適用事業所廃止時に至るまで健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 12 月 26 日から 18 年 4 月 13 日まで
② 昭和 18 年 5 月 5 日から 19 年 8 月 21 日まで
③ 昭和 19 年 12 月 3 日から 22 年 5 月 10 日まで

社会保険事務所 (当時) から、A 社 (現在は、B 社。) に勤務していた申立期間については、いずれも船員保険脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。しかし、生前本人から脱退手当金を受け取ったという話は聞いていない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の船員保険被保険者台帳に、脱退手当金の支給記録とその算出事蹟が記載されているとともに、B 社から提出された申立人に係る船員保険被保険者カードには、「22. 7. 15 脱手請求」と表示されており、申立人が脱退手当金を請求したことがうかがわれる。

また、船員保険被保険者台帳と戦時加算該当船舶名簿を照合したところ、C 丸、D 丸及び E 丸の被保険者期間に加算される戦時加算月数についても誤りは無い上、申立期間の船員保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 22 年 12 月 16 日に脱退手当金の支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の妻から聴取しても、申立人は生前受給したとは言っていないと述べるほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。